

ソフトウェアライセンス使用契約書（案）

令和 年 月 日

発注者 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

受注者

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）とは、ソフトウェアライセンスについて、次の条項により契約を締結する。

（品名、代金等）

第1条 品名、代金等は、次のとおりとする。

品名・数量	Kaspersky Endpoint Security for Business Select	数量: 2,500ライセンス	
ライセンス使用料		円	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円	
特記事項	前払金なし		
ライセンス使用期間	令和8年7月1日から	納入期限	令和8年6月22日
	令和9年6月30日まで	納入場所	呉市中央4丁目1番6号
契約保証金	呉市契約規則第36条第1項第5号の規定により免除		

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、この契約の条項を、信義に従い誠実に履行するものとする。

（納入期限の延期）

第3条 乙は、特別な理由によりライセンス証書又はこれに代わるもの（以下「ライセンス証書等」という。）の納入が遅延するおそれが生じたときは、直ちに納入期限の延期について理由を付して書面にて甲に報告し、その承諾を得なければならない。

（納入の通知及び検査）

第4条 乙は、ライセンス証書等を納入しようとするときは、その旨を甲に通知し、かつ、甲の指定する日時及び場所において、乙の立会いのもと甲の検査を受けなければならない。

2 前項の場合において、検査に合格しないときは、乙は、その負担でライセンス証書等を取り替え、又は甲の指示に従わなければならない。

（契約の履行）

第5条 乙が行う契約の履行は、すべてのライセンス証書等が前条第1項の検査に合格した後、当該ライセンス証書等を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(代金の請求及び支払)

第6条 乙は、すべてのライセンス証書等の検査合格後、ライセンス使用料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受理してから30日以内に、乙に代金を支払わなければならない。

(違約金)

第7条 甲は、乙がすべてのライセンス証書等を納入期限までに納入しない場合は、代金(既納部分に係る代金を除く。)の1000分の1に相当する額に納入期限の翌日からこれを納入した日までの日数を乗じて得た額を、違約金として徴収する。ただし、甲において納入しない理由がやむを得ないものと認めるときは、この限りでない。

2 前項の違約金は、代金の支払と同時に徴収するものとする。

3 第1項の違約金は、損害賠償の予定と解してはならない。

4 第1項のライセンス証書等未納入により甲に損害が発生した場合、乙は、同項の違約金とは別に甲が被った損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 甲の承諾なく、第三者にこの契約の履行を委託し、この契約による権利を譲渡し又は義務を引き受けさせたとき。

(3) この契約について詐欺その他の不正行為をしたとき。

(4) この契約を履行する見込みがないと認められるとき。

2 前項の場合において、甲の受けた損害があるときは、乙は、甲にその損害額を賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定に基づく契約の解除によって損害を受けることがあっても、その賠償を甲に請求することはできない。

(危険負担)

第9条 契約履行前のライセンス証書等の滅失、損傷その他の損害については、乙が負担する。

(かし担保責任)

第10条 乙は、すべてのライセンス証書等の納入後に発見されたかしについては、甲の請求により乙の負担で交換するものとする。また、当該契約不適合により甲に損害が生じたときは、乙は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(雑則)

第12条 この契約に定めのない事項については、呉市契約規則(昭和39年呉市契約規則第50号)の定めるところによる。

(疑義の解釈)

第13条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要のある場合は、甲及び乙が協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。